付紙様式第１

申　請　書

令和　　年　　月　　日

防衛省共済組合各務原支部長　殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　㊞

法人・個人の別　　法　人　・　個　人
担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

岐阜県各務原市那加官有地に所在する航空自衛隊岐阜基地において、防衛省共済組合と契約を締結し経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請を行う業種

業種	場所	備考
食堂（飲酒提供）	隊員クラブ	

※商号、代表者、担当者氏名についてはそれぞれにフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

付紙様式第２

業務確約書

令和　　年　　月　　日

防衛省共済組合各務原支部長　殿

「航空自衛隊岐阜基地内における防衛省共済組合各務原支部が委託する委託隊員クラブの設置及び経営」の応募に際し、仕様書に定める業務及び自らが提出した企画提案書の内容を適正に履行できることを確約致します。また、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、設置及び経営を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

１　暴力団及びその関係者と一切関係を持ちません。
２　売店業務従事者として申請した者以外は、業務に従事させません。
３　設置及び経営に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
４　設置及び経営に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。
５　設置及び経営の意思がなくなり、又は設置及び経営が不可能となった場合には、速やかに各務原支部に連絡し指示を受けます。
６　安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について国及び各務原支部の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
７　食品を販売又は取扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、各務原支部及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
８　販売品目及び販売価格は、各務原支部が容認する範囲のものとし、有害な商品及び各務原支部が不適と判断するものについては販売しません。
９　設置及び経営に際し、国の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
10　設置、経営及びこれに関して発生した費用等は、全てこれを負担します。
11　基地内において必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は国及び各務原支部の指示に従います。
12　国及び各務原支部の都合により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等については一切請求いたしません。
13　その他疑義が生じた場合は、その都度各務原支部と協議し、指示を受けます。

本社（店）所在地
〒
電　話：
（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名　　印

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを、押印は登録印を使用すること。

付紙様式第３－１

主な商品・価格一覧表

業者名	

商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円	価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円	価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円	価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円	価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円	価格	岐 阜 基 地 ： 円 岐阜基地以外： 円

※　価格は税込みとする。

付紙様式第３－２

主な商品・価格一覧表

業者名	

商品名	規格等	価格	
		岐阜基地内	岐阜基地以外
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

※　価格は税込みとする。

付紙様式第３

企画提案書（２枚以内）

会社名

a　価格一覧表（付紙様式第３－１又は３－２）
b　営業日及び営業時間
c　清算方法及び種類
d　航空自衛隊岐阜基地における独自の商品の販売及び提供
e　省エネルギー・環境対策への取組み及びごみ・廃棄物の処分方法
f　従業員管理及び航空自衛隊岐阜基地における営業体制

g　要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
h　衛生管理方法
i　設置期間における事業計画
j　過去３年間の法令遵守状況
k　その他のアピールポイント

別紙第４

仕　様　書

１　業務件名
　航空自衛隊岐阜基地内における隊員クラブの設置及び経営

２　業務内容
　隊員クラブの設置及び経営

３　相手方の決定
　本業務を行うものについては、防衛省共済組合各務原支部長（以下「甲」という。）が決定する。

４　設置業者の資格
　設置業者（以下「乙」という。）は、以下の資格を満たしていること。
（１）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則を遵守できること。
（２）業務の全部または一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
（３）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

５　業務期間
　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日
　ただし、甲が必要と判断した場合には、５年を超えない期間で再締結することができ、原則として一度に限りその期間を更新することができる（最大５年）。
　なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。この場合、乙は甲に対し一切の補償を請求することができない。また、売店等の設置除去等に有する期間は契約期間に含む。

６　費用の負担
　本委託経営に要する費用は、乙の負担とする。

７　費用
（１）乙は、受託経営に要する費用及び組合から使用許可を受けた資産の使用料として、毎月、管理手数料及び使用料を甲に納付するものとする。
　　なお、電気及び水道料は別途徴収する。
（２）甲が示す期日（休日である場合にあっては、その後において直近の休日ではない日）までに管理手数料及び使用料の納付を延滞したときは、別途延滞料を徴収する。

８　名義使用の制限
　乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

9　管理責任

（1）乙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び保全について常に心がけ、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害その他の申し立てをしないものとする。

（2）乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

（3）乙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しない者とすること。

（4）乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

10　衛生等の保持

（1）乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

（2）乙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の定めるところにより厚生労働省が示すＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施すること。

（3）乙は、厚生労働省の示す大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守すること。

11　情報保全の遵守

（1）乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示してはならない。

（2）乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

12　損害賠償

乙は、責務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

13　業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に丙に対して業務の解除ができるものとする。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

（1）国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。

（２）本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。
（３）乙が本仕様書及び仕様書（その１）の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲又は売店等利用者に被害が発生した場合
（４）基地内で業務をするに当たり必要な入門手続き、火気使用の手続き、電気器具使用の手続き等、基地に対する提出書類等に虚偽の記載があった場合
（５）前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む。）。

14　自己都合による契約の解除

甲又は乙は、本契約を解除しようとする場合には、当該解除の予定期日の６か月前までに、当該解除の理由及び予定期日等を明記した文書により通告し、本契約の解除を求めるものとする。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。また、会社再生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

15　業務仕様

（１）乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
（２）本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
（３）乙は、庁舎内等への立ち入りについて、関係規則に基づき手続きを行うこと。
（４）乙は、本業務に要する光熱水量のほか、利用物件の維持保存のために通常必要とする修理費その他経費を負担しなければならない。
（５）乙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合は、その基準を満たすものであること。
（６）乙は、商品を販売及び提供するに当たり、岐阜基地における価格を岐阜基地以外における価格よりも安価とするよう努めること。
（７）乙は、設置場所の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負わなければならない。
（８）乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づき、本業務により生じた廃棄物を適正に処理することとし、処理状況等を甲の指示に従い報告しなければならない。
（９）乙は、本業を行うに当たり、排水管を使用する場合は、甲が指定する排水管について、年１回以上の清掃を行うこととし、実施結果を報告しなければならない。清掃方法は原則、５～３０ＭＰＡの高圧の水を噴射して洗浄する高圧洗浄法とし、状況により、スネークワイヤを併用し洗浄しなければならない。また、高圧洗浄法及びスネークワイヤが使用できない場合は、空圧式清掃法又は洗浄剤法により洗浄しなければならない。
(10) 乙は、全隊員に等しく、商品を販売及び提供しなければならない。
(11) 乙は、キャッシュレス決済に対応するよう努めなければならない。また、キャッ

シュレス決済を実施する場合は、決済に支障をきたすことのないよう調査及び点検を適宜実施しなければならない。

(12) 乙は、利用者から要望又は苦情があった場合は、必要措置の検討について甲との協議に応じなければならない。

(13) 乙は、毎月の売上月計表を翌月の初日、毎月の収支計算書を翌月の１０日までに甲に提出しなければならない。また、毎事業年度の損益計算書を翌事業年度の５月３１日までに甲に提出しなければならない。

(14) 乙は、商品を販売及び提供するに当たり重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合は、甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。

(15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

16　仕様の細部

仕様書（その１）のとおり。

17　貸付備品

（１）貸付備品の使用料は、別途指示する。

（２）貸付備品の引渡、管理、修理、返納に要する費用は、乙の負担によるものとする。

（３）貸付備品の返納後、乙が機器等を設置した場合には、退去の際に乙の負担により撤去するものとする。

18　その他

官側の都合により、営業の中止、又は日時内容等が変更される場合がある。

仕　様　書（その１）

１　設置業種
　　食堂（飲酒提供）

２　設置場所
　　隊員クラブ

３　管理手数料及び使用料
　　付紙第１及び付紙第２のとおり。
　　なお、光熱水料は別途徴収する。

４　営業日及び営業時間
　　原則として、土日祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日までの間）を除く平日１７時から２２時（基準）までとし、それ以外は別途協議すること。

５　販売品目
　　酒類及び調理品

６　その他の営業条件等
（１）低廉な価格、隊員ニーズに合った迅速なサービスを提供するよう努力すること。
（２）自衛隊の活動に際して理解し、災害発生時には営業時間の変更等柔軟な営業形態に関する協議に対応すること。
（３）国の行事、緊急時等は国が使用する。

７　貸付備品等
　　公募説明会（令和８年１１月３０日（月））において説明する。

付紙第１

管理手数料の算出法

管理手数料は月額とし、次に定める方法で算出した額を合算した額とする。

１　経営委託期間が１会計年度を経過している場合（委託業者を見直した結果、継続して同一の業者に経営を委託する場合において、見直し前の委託経営　期間が１会計年度を通過している場合を含む。）

（Ａ＋Ｂ）×５％÷１２

Ａ：前年度の標準税率対象商品の売上額

Ｂ：前年度の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

２　経営委託期間が１会計年度を経過していない場合

（Ａ＋Ｂ）×５％

Ａ：各月の標準税率対象商品の売上額

Ｂ：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

３　前号で算出した額の最終金額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付紙第２

使用料算出方式

Ａ　施設等元利償還相当（ａ＋ｂ）

※　ａ及びｂにおいて円位未満の端数は切り上げる。

（１）元金分　　投資額　×　$\frac{1}{\text{耐用年数}}$　×　$\frac{1}{12}$　＝ａ

（２）利息分　　投資残額　×　（利率Ｃ）　×　$\frac{1}{12}$　＝ｂ

（３）前号に規定する利率Ｃは、防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則（平成９年事務取扱細則第２４号）第１６条第１項第１号ウに規定する甲が別に定める利率Ｃとする。

Ｂ　公租公課（ａ＋ｂ）

※　ａ及びｂにおいて円位未満の端数は切り上げる。

（１）固定資産税等相当額　年間税額　×　$\frac{1}{12}$　＝ａ

（２）不動産所得税相当額　税額　×　$\frac{1}{3}$　×　$\frac{1}{12}$　＝ｂ（３年間の均分額とする。）

（Ａ＋Ｂ）×（１＋（消費税＋地方消費税）率）＝使用料月額

（円位未満の端数は切り捨てる。）

注：１　投資額とは、使用させる資産の取得価額から経営切替日における減価償却累計費を差し引いた額であり、新たな投資額の増減がない限り変動のないものである。

２　耐用年数とは、新規に取得した場合は法定耐用年数、一部耐用年数を経過している場合は使用開始後の残存耐用年数とし、この残存耐用年数に１年未満の端数がある場合の元金分に係わる「ａ」の算出は、投資額を残存耐用年数に相当する月数で除したものとする。

３　投資残額とは、投資額から各月末における元金回収累計額（未収金を含む。）を差し引いた額である。

４　創業費については、施設等元利償還相当額に準じ算定するものとする。

５　使用料は、使用させる資産の投資額の金額を回収するまでの間、徴収する。

なお、上記Ｂ公租公課については、使用させる資産の投資額の金額回収後においても引き続き徴収するものとする。